

高松市企業誘致パンフレット企画・作成等業務
事業者選定基準

審査項目	評価の基準	評価点	加重	配点
①理解度	当該業務の目的・内容や本市の現状・課題を理解しているか。	5	1	5
②実施手順	実施計画や実施手順は、本業務の遂行にあたって妥当であるか。	5	1	5
③構成・デザイン	訴求力の高いレイアウト・デザインであるか。	5	3	15
	見やすく、わかりやすい内容であるか。情報量は適切であるか。	5	3	15
④企画力・独創性	ターゲット層に効果的にPRする手法を提案しているか。また、本市への立地メリットについて、多角的な紹介が提案されているか。	5	3	15
	提案者の持つノウハウや知識・経験を活かした創意工夫があり、独創性の高い提案であるか。	5	3	15
⑤付加提案	上記の記載項目以外で、本業務の目的をより効果的に遂行するために有益かつ具体的な付加提案がなされているか。	5	2	10
⑥業務遂行力	同種・類似業務の実績等により、当該業務を適切に遂行するために必要な知識や経験の有無が示されているか。	5	2	10
⑦価格点 (客観的評価項目)	・評価点 = (全提案中最低の参考見積価格 / 提案者の参考見積価格) × 5 ・評価点の算出に当たっては、小数点第1位以下を切り捨てる。	5	2	10
合計		—	—	100

※上記の審査項目を委員5名が審査し、一人当たり100点満点で採点する。

※審査項目ごとの評価を点数化し、総合点が評価点全体の6割以上であって、最も総合点の高い提案者を受託候補者に選定する。

※評価は、「5」から「1」までの5段階評価とする。

「5」極めて良好「4」良好「3」普通「2」やや不十分「1」不十分

※各項目には「加重」を設けることとし、各項目の配点を次のように算出する。

$$(\text{配点}) = (\text{評価点}) \times (\text{加重})$$

※得点が高数となった場合は、該当事業者の中から委員の協議により決定する。